

第3章 各論 ～ 事例研究 ～

この章では、アメリカ各地における情報公開制度（情報公開法、会議公開法等）の具体的な実施事例について、以下ニューヨーク州、カリフォルニア州、フロリダ州、イリノイ州の順に紹介する。

第1節 ニューヨーク州における情報公開

1 情報公開法（The Freedom of Information Law）

（1）歴史的背景

ニューヨーク州の情報自由法（The Freedom of Information Law：以下「FOIL」という）は1974年に制定されたが、その後1977年に現在の法内容に通じる大改正が行われ、1978年に1月1日に施行された。

（2）制度概要

（ア）FOILの概要

ニューヨーク州のFOILは、ニューヨーク州法公務編（Public Officers Law）第6章第84条から第90条までに規定されており、州内のあらゆる公共団体に適用される。そして、基本的には全ての公文書について開示されるべきとしながらも一定の事由に該当する場合には開示義務が免除されるとして適用除外事由が列挙されているほか、情報入手にかかる手続、公文書の保管、州政府の情報へのアクセス、オープンガバメント委員会、個人情報の保護、情報開示にかかる手続、情報開示の拒否にかかる不服申立てと訴訟手続等に関する規定が明記されている。

連邦憲法修正第10条により、州のFOILでは連邦法のFOILに抵触する規定を設けることはできない。地方公共団体は州の創造物であるため無制限な内容のFOILを制定する権限を与えられていないため、地方公共団体は州よりも公開性の高いFOILを制定することはできるが、公開性の低いFOILを制定することはできないと解釈されている。実際には、憲章を有する市や村でさえ独自のFOILを制定していないのが現状である。



ニューヨーク州政府ビル

(イ) 語句の定義 (第 86 条)

①司法機関 (judiciary)

FOIL が適用される『司法機関』とは、市町村裁判所またはカウンティ裁判所 (municipal or district court) を含む州内の全ての裁判所を意味する。」

②州立法府 (state legislature)

FOIL が適用される『州立法府』とは、全ての委員会 (committee)、小委員会、合同委員会、特別委員会 (select committee)、州法により設立されたコミッション (commission) を含むニューヨーク州立法府を意味する。」

③公共団体 (agency)

FOIL が適用される『公共団体』とは、司法機関及び州立法府を除く全ての州及び市町村の部局や課 (department または board、bureau、division)、州法により設立されたコミッション (commission)、委員会 (committee)、独立した行政機関 (public authority)、公社 (public corporation)、市町村議会 (council)、事業所その他の政府機関を意味する。」

④公文書 (record)

FOIL が適用される『公文書』とは、政府機関または州立法府により、それとともに、そのために保管され (kept)、保持され (held)、整理保存され (filed)、作成され (produced)、再製された (reproduced) 全ての情報を意味し、あらゆる物理的形式を含むが、これには例えば報告書、計算書 (statements)、調査 (examinations)、覚え書き (memoranda)、意見書、折りたたみ印刷物 (folders)、綴じ込み資料 (files)、書物、手引書 (manuals)、パンフレット、申込用紙 (forms)、書類、デザイン画、スケッチ、地図、写真、書簡、マイクロフィルム、コンピュータテープまたはディスク、規程 (rules)、規則 (regulations)、規約 (codes) などがあるが、これに限られるものではない。」

(ウ) 情報入手にかかる費用 (第 87 条第 1 項(b)(iii))

(イ) ③の公共団体は、別途州法で規定されている場合を除いて、9 インチ×14 インチまでの大きさのコピー一枚につき 25 セントを超えない額、または公文書の再製にかかる実費を請求できるが、調査 (inspection)、認定 (certification)、検索 (search) にかかる費用は請求できない。ただし、公共団体にコピー機がなく公文書を手作業で転記する場合は、それに要する人件費の請求は可能と解釈される。

(エ) 適用除外事由 (第 87 条第 2 項)

(イ) ③の公共団体は、原則として請求された全ての公文書を公開しなければならないが、FOIL には、以下のとおり 10 項目の適用除外事由が規定されている。

- ①具体的に連邦法または州法で開示が免除されている情報
- ②もし公開されれば、個人のプライバシーを不当に侵害するような情報
- ③もし公開されれば、現在または近い将来における契約の利益が損なわれるような情報
- ④貿易上の秘密事項で、公開されれば関連企業に重大な損害を与えるような情報
- ⑤もし公開されれば、警察の捜査や司法手続を阻害したり、個人の公平な裁判や判決を受ける権利を侵害するような情報、または刑法犯罪捜査にかかる秘密情報、特殊な捜査技術や手続に関する情報
- ⑥もし公開されれば、個人の生命や安全が脅かされるような情報
- ⑦公共団体間または公共団体内の情報のうち、統計データや図表、公共に影響を与える職員用手引書、最終的な施策や決定、外部監査資料に該当しないもの
- ⑧各種試験実施前の試験問題及びその解答
- ⑨コンピュータのアクセスコード
- ⑩車両交通法に規定される写真、マイクロ写真、ビデオテープその他

従って、例えば市長等の交際費についても、その会食が市長等の職務に関係する以上、会食の額、相手側を含む全出席者の氏名等が制限されることなく公開対象となる。もっとも、病院での診察など私的な行為は公開対象ではない。

また、第三者が入らない課内のミーティングにおける議事録なども公開対象ではない。

(オ) 公文書の保管（第 87 条第 3 項）

(イ) ③の公共団体は、以下に示す公文書を整理保管する必要がある。

- ①公共団体内で職員が行う各意思決定に関する記録
- ②公共団体の全職員の氏名、職場の住所、肩書きを示した資料
- ③公共団体が所有する全ての資料の詳細なリスト

更に、公文書の保管に関する詳細はニューヨーク州法芸術文化編に記載されており、そのうち州政府機関については第 57 章第 1 条から第 11 条までに、州内の地方公共団体については第 57 - A 章第 13 条から 39 条までの地方公共団体公文書法（Local Government Records Law）に規定されており、それらに従うことが求められている。

まず、州政府機関における公文書の保管に関する第 57 章第 5 条第 11 項によれば、教育局の州公文書館は州公文書センターを設置し、同センターで公文書の保存廃棄を行うこととされている。そして、教育コミッショナーは州政府機関の公文書について、廃棄予定の 40 日前までに①州顧問弁護士、②会計検査官、③同公文書を保管していた機関に対してそれぞれ廃棄文書リストを作成・送付するが、その三者が同リストの受理後 30 日以内に同公文書を廃棄すべきではないという意見を述べた場合には、いかなる公文書も廃棄されないこととされている。

次に、各地方公共団体は第 57 - A 章第 19 条に基づいて公文書管理官（records management officer）を置いて同法を運用・監督することとされているが、公文書アクセス管理官（records access officer：後述（9）＊参照）と同一人物とすることも可能であり、通常は市町村に置かれた書記（Clerk）がこれらの管理官を兼ねている場合が多い。

（カ）州立法府の情報へのアクセス（第 88 条）

州立法府は（イ）③の公共団体に含まれておらず、別途第 88 条に規定されている。すなわち、州立法府の公文書については、上院議長（president）及び下院議長（speaker）がそれぞれの議会で規約を制定し、以下のことを定めることとされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①公文書を閲覧できる時間と場所②公文書の入手にかかる担当官③公文書のコピー費用は、別途州法で規定されている場合を除いて、9 インチ×14 インチまでの大きさのコピー一枚につき 25 セントを超えない額、またはその他の公文書の再製にかかる実費とする。 |
|--|

州立法府では、以下に掲げる公文書を公開することとされている。近年、議会の財務情報についても基本的に公開すべしとの判決が出たこと、インターネットでの積極的な情報提供により議会情報の公開度は高まっている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①法案及びその修正案、財政報告書、決議及びその修正案など②州知事または州立法府からの通達など③各公共団体から立法府に提出された規則（rules）案にかかる資料④委員会、小委員会、公聴会などの公の会合にかかる議事録の写しで、出席議員や議決に関する記録を含むもの⑤会計監査官による内部監査または民間会社による外部監査資料、統計データや図表⑥公共に影響を与える行政職員用の手引書、指導書⑦州立法府に提出された最終報告書及び公式意見文⑧委員会、小委員会、州の委員会の委員による最終報告書または勧告、少数意見または反対意見⑨その他の綴じ込み資料、記録、書類など |
|---|

また上院及び下院では、以下の公文書を整理保存することとされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①議会の全ての会合、あらゆる委員会、小委員会における議決記録②全職員の氏名、勤務先住所、肩書、給料額に関する記録③その他 |
|--|



ニューヨーク州議会議事堂

一方、司法機関は（イ）③の公共団体に含まれていないように、FOIL では規定対象外とされている。

（キ）オープンガバメント委員会（第 89 条第 1 項）

オープンガバメント委員会（the committee on open government）は、FOIL や会議公開法（The Open Meeting Law）の実施を監督し、公文書開示請求者及び公共団体に対し FOIA に関する専門的な意見を与え両者の仲裁を行う委員会である。その委員は全部で 11 名で、5 名の州政府関係者（以下参照）と 6 名の民間人（少なくとも 2 名はニュースメディア関係者）で構成される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①副知事（lieutenant governor）またはその委任を受けた者②オープンガバメント委員会の事務局を務める州務省の長官（secretary of state）またはその委任を受けた者③総務局長（commissioner of the office of general services）またはその委任を受けた者④財政局長（director of the budget）またはその委任を受けた者⑤州知事に任命された地方政府高官 |
|--|

また、同委員会の主な役割は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①公共団体、公衆、ニュースメディアに対して、FOIA に関する助言的な指針、意見その他適当な情報を与える。②情報公開に関連する規則を公布する。③毎年 12 月 15 日までに、州知事及び州政府に調査報告及び勧告を行う。 |
|---|

なお、実際の FOIL の運用面では、州務省内の同委員会事務局（現在の事務局長は Robert J. Freeman 氏）が果たす役割は極めて重要で、1974 年の設置以来約 12,000 件の文書意見に加え、数千件の電話による回答を行っている。

(ク) 個人情報の保護（第 89 条第 2 項）

情報公開請求権の例外の一つは、(エ)②で述べたとおり公開されれば個人のプライバシーを不当に侵害するような情報の開示だが、具体的には次のとおりである。

- ①雇用、病歴、クレジットカード履歴、採用時の身元保証人にかかる情報の開示
- ②医療施設における患者の医療・個人情報の開示
- ③商業目的または献金依頼のために使用されうる氏名・住所リストの売買、公表
- ④開示されれば関係者に経済的または個人的な苦痛を与える個人情報の開示
- ⑤公共団体の通常業務とは関係のない、機密事項として報告された情報の開示
- ⑥従業員の報酬記録を含む個人情報の開示

ただし、以下の場合には例外とされ、個人のプライバシーを不当に侵害したことにはならない。

- ①個人情報の詳細部分を削除した場合
- ②当事者が文書でその情報を開示することに同意した場合
- ③適切に身分を証明した者が、自分自身に関係する情報を入手する場合

【個人プライバシー保護法（Personal Privacy Protection Law）】

ニューヨーク州では、1984 年に個人プライバシー保護法（Personal Privacy Protection Law：以下「PPPL」という）が制定され、同法はニューヨーク州法公務員編第 6 - A 章第 91 条から第 99 条までに記載されている。FOIL でも第 89 条第 2 項で個人情報の保護が規定されているがそれは公共団体側に対するもので、PPPL は個人を主体としており、州政府機関側が所有する自己の情報を訂正・修正する権利を一定の条件で個人に認めること等により個人プライバシーを保護している。その主な内容は次のとおりである。

- ①個人に対し、州政府機関に管理されている自己の情報へのアクセスを認める。
- ②個人情報が不正確または不適切と思われる場合には、本人にその情報の訂正・修正を求める権利を認める。
- ③法に従って行われる公共団体の業務目的に関連がなければ、或いは公共団体の業務目的に必要でなければ、公共団体は個人情報の収集を禁止される。
- ④個人情報を収集する場合、公共団体はその個人に対し、同情報が収集される理由、同情報の保管場所や使用方法、その者が同情報を提供しなければ刑罰が科されることもあることなどを知らせなければならない。
- ⑤法に具体的な規定がある場合を除いて、本人の同意無しにその者の情報が開示されることがないように個人を保護する。
- ⑥州政府機関が密かに個人情報を含むデータベースを管理することを禁止する。

PPPL では、「『個人情報』とは、氏名、数値、シンボル、マークその他により識別され得る個人のあらゆる情報を意味する。」と定義されている。そしてその個人情報を開示するには、一定の条件が満たされなければならないとしているが、その主なものは次のとおり。

- ①本人が書面で公開することに同意した場合
- ②州法や行政命令等に従い公共団体が執行する業務に必要な場合
- ③公開することで個人のプライバシーが不当に侵害されない場合
- ④連邦法や州法で、具体的にその情報の公開が認められている場合

全ての公文書のうち個人情報を含む文書の開示請求は主に文書にて行われ、公共団体は請求を受理した後、5 就業日以内に次のいずれかの回答をする必要がある。

- ①請求者に当該公文書を開示する。
- ②文書で当該公文書の全部または一部の開示を拒否し、その理由を示す。
- ③文書にて、請求を受理したこと、開示またはその拒否をするおおよその期日（通知した日から 30 日を超えない期間内）を通知する。

当該公文書の全部または一部の開示が拒否された場合、請求者は拒否のあった日から 30 日以内に公共団体の長、または議会や委員会といった管理機関（governing body）、或いは不服申立て担当者に不服申立て文を送付することができる。そして、公共団体が公文書開示請求を受けて 5 就業日以内に、または請求を受理したことを通知してから 30 日以内に回答がなされない場合、開示請求は拒否されたものと考えられ、同様に不服申立てをすることができるとされている。また、不服申立て文には、公文書開示請求をした日と請求先、公文書の内容、請求者名、返信用住所を記載しなければならないとされている。

公文書開示拒否の不服申立てに対する回答は、不服申立て文の受理後 7 就業日以内に言い渡されなければならない。また、不服申し立ても拒否された場合には、公共団体は公文書開示請求者に司法判断を求める権利があることを知らせなければならないとされている。

また、個人情報が不正確または不適切と思われる場合には、本人にその情報の訂正・修正を求める権利が与えられるが、公共団体は修正の請求を受理後 30 日以内にその情報を含む同公文書を修正するか、理由を示してそれを拒否するかしなければならない。公文書の修正が拒否された場合、拒否されてから 30 日以内に請求者は不服申立てをすることができる。公共団体は不服申立て受理後 30 日以内に、同公文書を修正するか、或いは書面で理由を示して修正を拒否した上で請求者には司法判断を求める権利があることを知らせるかしなければならないとされている。

訴訟では、公共団体は同公文書を修正しない理由の正当性を立証しなければならない。請求者が訴訟で圧倒的に勝訴した場合、或いは公共団体に同公文書の修正を拒否する正当な理由が欠けていた場合、公共団体が請求者の合理的な弁護士費用を支払うよう裁判所が命令することがある。

（キ）に記載したオープンガバメント委員会は、PPPL の規定に従い個人に対し公文書へのアクセス権に関する助言を行うほか、州政府機関が保管している個人情報を含む全ての公文書のリストを管理し利用できるようにしなければならないとされている。

(ケ) 情報開示請求にかかる手続（第 89 条第 3 項）

公文書の開示請求は主に文書にて行われ、請求者は興味がある公文書について「適切に記述」（reasonably describe）する必要がある。つまり、公共団体は請求文書に従って公文書を確認し探し出すことになるので、可能であれば、請求者は同文書の作成日、文書名、ファイルの名称などを明記することが求められる。

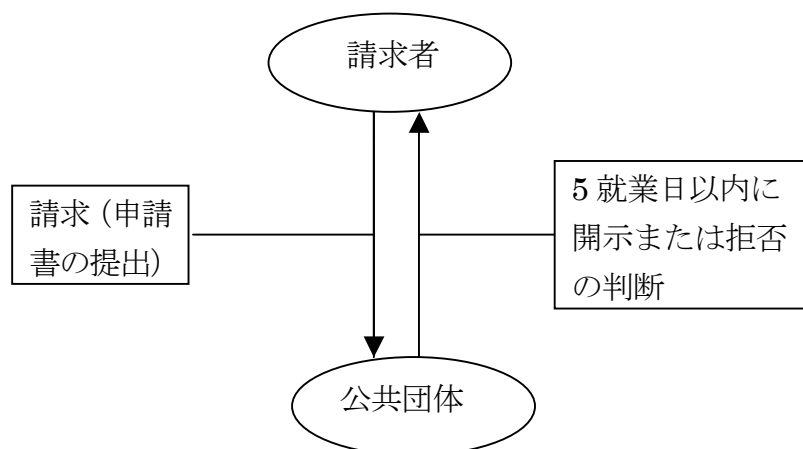
適切に記述された請求文書を受領してから 5 就業日以内に、公共団体は以下のいずれかの回答をしなければならない【下図参照】。

- ①請求された公文書を開示する。
- ②文書で理由を示して、請求された公文書の開示を拒否する。
- ③請求文書の受領書を送付し、いつ請求に従い公文書を開示するのかまたはそれを拒否するのかを示す。

*公共団体は規則に従い、公文書の開示請求に対する手続きを行う公文書アクセス担当官 (record access officer) を任命する。公文書アクセス担当官の職務は以下のとおり。

- ①文書目録 (subject matter list) の整理保存。
- ②請求者が公文書を探すのを手伝えること。
- ③即座に請求文書を開示するかまたは開示拒否すること。
- ④請求者に公文書のコピーを提供すること、または請求者が公文書をコピーするのを許可すること。
- ⑤コピー文書が真正なものであることの確認。
- ⑥請求文書が見つからない場合、公共団体はその公文書を所有していないのか、または公共団体はその公文書を所有するが入念に調査しても見つからないのかの確認。

【図①】



開示請求手続きの流れ

FOIL では（イ）③の各公共団体に一人の公文書アクセス担当官を置くことが求められているが、実際には、州政府では各局に一人または数人、ニューヨーク市及び各カウンティでは各局一人の担当官を置いている。また、その他の市や村等では書記（Clerk）一人で担当していることが多い。

公共団体によって請求記録を保存していない場合もあり、書面での請求を求めず口頭で済ます担当官もいるので、州全体における開示請求件数、請求者、請求内容に関する正確な統計は把握されていない。しかし概数で言えば、州及び地方公共団体全体で 5,000 件は超えているとのことであった。

（コ）情報開示拒否にかかる不服申立てと訴訟手続（第 89 条第 4 項）[次ページ図参照]

情報開示請求の拒否は書面により行われるが、それには①拒否の理由、及び②公共団体の長、または議会や委員会といった管理機関（governing body）、或いは公共団体の長または議会や委員会といった管理機関によって指名された不服審査担当官（appeals officer）に不服申立てを行う権利があることが記載されている。不服申立て期間は、開示請求の拒否から 30 日以内である。

基本的には、不服申立ては各公共団体の長が任命した不服審査担当官に対して行う。町や村等の小規模な公共団体では例外もあるが、一般的には公文書アクセス担当官とは異なる者が不服審査担当官となる。

不服申立ての次のステップは裁判所への提訴（地方裁判所）である。しかし、現実にはオープンガバメント委員会が「仲裁」する 경우가ほとんどである。

不服申立てをした場合、その内容が自動的にオープンガバメント委員会に送付されることになっている。州全体における不服申立ての件数、請求者、請求内容の正確な統計は分からないが、約 1,000 件以上でそのほとんどは刑務所服役者（inmate）の情報である。典型的には、服役者は刑務所から出るために警察や矯正サービス局（Department of Correction and Service）に対する情報公開請求を行う。

不服申立てを受けてから 10 日以内に、公共団体の長、管理運営組織、または不服審査担当官は、書面により請求文書の開示拒否の理由を説明するか、または請求に従い同文書を開示する。不服申立てとその決定にかかる全ての書類のコピーは、公文書の開示請求を受けた公共団体からオープンガバメント委員会に送付される（次ページ図の①）。これにより、同委員会は FOIL の規定に従って適正に情報開示が行われているかを監視し、情報開示の拒否が不当である場合には「仲裁」（②）を行い、通常は訴訟に発展しない。

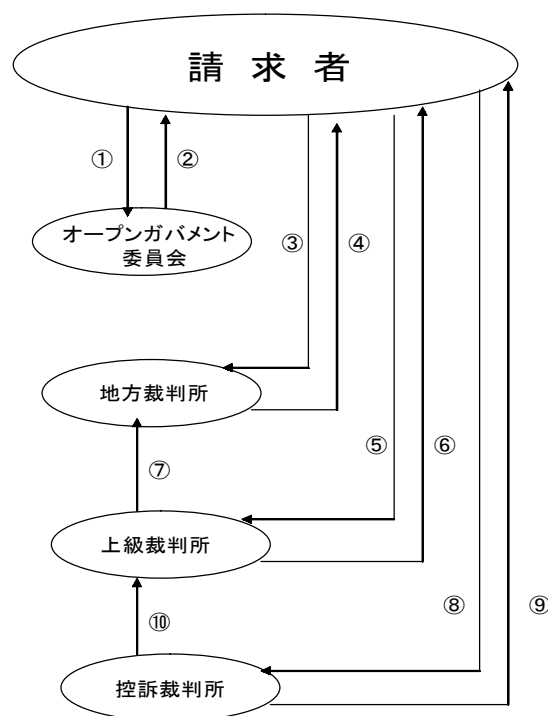
不服申立てをしたにも関わらず請求文書の開示が拒否され、オープンガバメント委員会の仲裁もとまらない場合、請求者は更に司法判断を求める権利を有する。その訴訟過程は、以下のようになる。

1. 地方裁判所への提訴 (③)、地方裁判所による請求の承認・棄却 (④)
2. 上級裁判所への提訴 (⑤)、上級裁判所による請求の承認・棄却 (⑥)
または地方裁判所への差戻し (⑦)
3. 控訴裁判所への提訴 (⑧)、控訴裁判所による請求の承認・棄却 (⑨)
または上訴裁判所への差戻し (⑩)

裁判所は、開示拒否の理由が適用除外事由の一つまたはいくつかに該当するのであれば開示拒否を認めるが、適用除外事由に該当するかどうかの立証責任は公共団体側にある。

FOIL では、開示請求拒否の判断を求める請求者が全面的に勝訴した場合、裁判所の裁量によって、請求者の適正な弁護士費用を公共団体に負担させることができるとしている。これは、①請求された公文書が明らかに公共の利益にとって重要なものであること、または②公共団体側に請求文書の開示を拒否する適正な法的根拠が欠けていることが証明された時のみである。

[図②]



不服申立てと訴訟手続の流れ

2 会議公開法 (The Open Meetings Law)

(1) 歴史的背景

ニューヨーク州の会議公開法 (The Open Meetings Law、別名サンシャイン法 (Sunshine Law) : 以下「OML」という) は 1977 年に施行されたが、その後 1979 年 10 月 1 日に修正が行われた。

(2) 制度内容

(ア) OML の概要

ニューヨーク州の OML は、ニューヨーク州法公務編第 7 章第 100 条から第 111 条までに規定されており、州内のあらゆる公共団体に適用される。そして、基本的には全ての会議を公開すべしとしながらも一定の事由に該当する場合には公開義務が免除されるとして適用除外事由が列挙されているほか、公開会議と秘密会議、公示の方法、秘密会議の条件、議事録の作成保管、オープンガバメント委員会等に関する規定が置かれている。

(イ) 語句の定義 (第 102 条)

①会議 (meeting)

OML が適用される『会議』とは、ビデオを利用して公共団体職員が出席、参加する会議 (videoconferencing) を含む公務の執行を目的とした公共団体の公的会合を意味する。」

②公共団体 (public body)

OML が適用される『公共団体』とは、公務の執行のために定足数が求められ、2 人以上で構成され、州政府及びその局や部、または公営企業、委員会、小委員会その他類似した公共団体のために公共サービスを行うあらゆる団体を意味する。」

③秘密会議 (executive meeting)

OML が適用される『秘密会議』とは、会議のうち一般公開しない部分を意味する。」

(ウ) 公開会議と秘密会議 (第 103 条)

公共団体による全ての会議は一般に公開される。ただし、同法第 105 条に示す条件に従って開催される秘密会議は例外とされ、公開されない ((5) 参照)。

公共団体は適正に努力して、身体障害者にとってバリアフリーとなるようなアクセスのある施設において会議を開催しなければならないとされている。

ビデオを利用した会議を開催する公共団体は、各委員が参加する場所において出席、傍聴、立会いする機会を提供しなければならないとされている。

(エ) 会議の公示 (第 104 条)

一週間前までに開催が決定された会議の日時及び場所の公示は、開催の 72 時間前までに、ニュースメディアに知らせ、一ヶ所または数ヶ所の指定された場所に目立つように公

示しなければならないとされている。その他の会議については、適正な時までには公示することとされている。また、ビデオ会議が開催される場合にはその旨と、一般の住民はどこからでも出席する権利があることが公示される。

(オ) 秘密会議の条件 (第 105 条)

秘密会議は、公開会議とは別の会議ではなく、公開会議のうち公開されない部分と定義される。公共団体は秘密会議では予算配分について投票を行うことはできない。秘密会議の決定は、以下の手順で行われる。

- ①公開会議において、秘密会議に入るための動議 (motion) が行われる。
- ②その動議では、秘密会議で審議される内容が明確にされる。
- ③公共団体の全委員による投票で過半数を得た場合に、秘密会議が行われることとなる。

(カ) 議事録 (第 106 条)

OML では、公開会議及び秘密会議両方の議事録を作成し、閲覧するものと規定している。議事録は、通常は会議の 2 週間後までに作成し、閲覧に供される。議事録では、以下の事項が含まれていなければならない。

- ①公開会議→全ての動議、提案、決議、その他公式に投票された事項及びその投票結果
- ②秘密会議→最終決定事項の記録及び要約、秘密会議が行われた日時及びそこで行われた投票の結果

(キ) 適用除外事由 (第 108 条)

OML では、公共団体の会議は全て公開することとされているが、会議の内容によりいくつかの適用除外事由が規定されている。

- ①司法または準司法手続 (公共サービス委員会及び区割委員会の訴訟手続を除く)
- ②政治的な委員会、会議、幹部会議における審議
- ③連邦法または州法で秘密にすることと規定されている事項

(ク) オープンガバメント委員会 (第 109 条)

オープンガバメント委員会は、ニューヨーク州公務員法第 6 章第 89 条第 1 項の規定により設置され、その裁量により必要があれば各公共団体に対してこの条文についてのアドバイスの意見を述べるものとされている。

OML は、公聴会や委員会で一般参加者に意見を述べさせる権利までは与えていない。つまり、特に住民が会議に出席することは保証しているが発言することまでは保証していないので、しばしば発言が許されないこともある。立法機関は議会であり、間接民主主義を採用している以上、直接的な影響力を求めるならば選挙活動を通じるべきと考えられている。また、一般参加者の意見が必ずしも大衆を代表しているとは言えない。もともと、住民の意見を聴くために公聴会は開催されているので、そこでの発言は影響力を持つ。